

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、両親からは、間違いなく私が20歳の時から納付していたと聞いていた。当時、両親は国民年金に加入していたので、20歳から加入することは分かっており、昭和47年2月頃、父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、母親が両親と私の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、同年2月1日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同日付けで任意加入被保険者資格を取得していることがA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認できることから、申立人は、この日に国民年金に任意加入したものと考えられ、当該期間は現年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金手帳記号番号が昭和47年6月頃夫婦連番で払い出されており、この頃国民年金に加入したものと推認でき、いずれも36年4月から加入時までの保険料を特例納付及び過年度納付などにより全て納付しているとともに、47年8月以降は60歳到達時まで定額保険料に併せて付加保険料も納

付しており、申立人の両親の保険料納付意識を踏まえると、上記のとおり、申立人が国民年金に任意加入していることから、申立期間のうち、48年2月及び同年3月については、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月から48年1月までについて、申立人は、その両親のいずれかが、47年2月頃、国民年金の加入手続きを行い、申立人の母親に国民年金保険料を納付してもらっていたと主張しているが、上記のとおり、申立人は、48年2月1日に国民年金に任意加入していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親又は申立人が、申立期間のうち、昭和47年2月から48年1月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C（漢字氏名）」、「D（漢字氏名）」及び「E（カナ氏名）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年12月まで

私は、国民年金加入時のことはよく覚えていないが、会社を退職後の昭和54年1月頃に加入手続を行い、国民年金保険料について納付意識を高く持って、夫の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料は、夫は納付済みであるのに、私は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、未納期間は無く、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、婚姻前の昭和45年4月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は現年度納付が可能であり、申立期間前後は納付済みである上、申立人及びその夫の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立人は、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

申立期間が未納とされているが、平成5年3月31日にA県B市役所で住所変更を行った際、国民年金の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、平成11年6月からは国民年金基金に加入していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前の平成4年8月から5年2月までについては、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、平成5年3月31日にB市への転入届と同じ日に国民年金の住所変更手続きを行い、その際に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の住所の変遷をみると、申立人は、同日に同市に転居していることが戸籍の附票により確認できる上、国民年金の窓口隣接する国民健康保険の資格取得日及び取得届出日も同日であることが確認できる。

加えて、B市が国民年金の加入状況等を記録している旧電算システムにおける申立人の同市への転入処理が、システム上、平成5年3月31日付け

で行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の住所変更  
手続についても同日に行われたものと考えられる。

このほか、申立期間後の国民年金加入期間である平成7年3月以降につ  
いても、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民  
年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料納付意識を踏ま  
えると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではな  
い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民  
年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和43年5月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和43年5月1日、及び資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月20日から同年6月11日まで  
② 昭和43年1月6日から同年8月5日まで

申立期間①についてはC株式会社、申立期間②についてはA株式会社  
に、それぞれ勤務していたが、オンライン記録ではその間について厚生  
年金保険に未加入となっているのは納得できないので、厚生年金保険の  
記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和43年2月1日から同年8月1日までの期間につ  
いて、雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社に勤務していた  
ことが認められる。

また、B株式会社が保管する、申立期間当時、A株式会社がD健康保険  
組合に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準  
報酬決定通知書」（副）、健康保険被保険者資格喪失確認通知書（副）にお  
いて、申立人は4人の同僚と共に昭和43年2月1日から同年8月1日まで  
同健康保険組合に加入していたことが確認できる。

さらに、B株式会社は、試用期間については「当時の取扱いは不明であるが、現在は、2か月間は厚生年金に加入しない契約で採用している。」と回答しており、健康保険組合の加入記録については「健康保険のみ加入して、厚生年金保険に加入しないということは考えづらい。」と回答している。

さらに、上記4人の同僚について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和43年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和43年5月1日から同年8月1日までの期間について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記「資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び上記資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和43年1月6日から同年5月1日までの期間について、B株式会社は、申立内容に係る関連資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、C株式会社及び複数の同僚に照会したが、当時の資料は保管されておらず、申立人について記憶している者もないため、



当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、当時、C株式会社では、入社後3か月から6か月間程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしている。

さらに、申立人のC株式会社に係る雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までは16万円、同年10月から6年1月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月26日から同年8月21日まで  
② 平成4年1月1日から6年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aでの加入が平成3年8月21日からになっていることが分かった。同社には前の職場である有限会社Bを辞めると同時に同年7月26日から勤務したので、当該期間が未加入になっているのは納得できない。申立期間①について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。また、平成4年1月1日から6年2月1日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額（8万円）が実際の報酬月額よりも低くなっているため、申立期間②について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは16万円、同年10月から6年1月までは20万円と記録されていたところ、6年2月10日付けで、4年1月1日に遡って8万円に引き下げられ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか9人の同僚について申立人と同様に、平成4年1月1日（うち2人はそれぞれ平成4年3月1日及

び同年8月1日)に遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿により、平成6年2月10日当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所の元事業主は、「当時、厚生年金保険料等の滞納があり、社会保険事務所に減額処理の依頼を行った。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年1月から同年9月までは16万円、同年10月から6年1月までは20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年7月26日から株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿の記載によると、株式会社Aは平成9年4月\*日付けで破産廃止決定となっており、申立期間当時の事業主に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除については不明。」と回答している。

また、申立期間当時の複数の元同僚に照会した結果においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかったことから、当該期間における厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①における申立人の標準報酬月額を、5万2,000円として社会保険事務所(当時)に届け出ていることが認められることから、当該期間における申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月1日から同年12月1日まで  
② 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

昭和48年6月、私は株式会社Aに入社し、事務員としてB支局に配属された。昭和50年に退職するまで、同支局において継続して勤務していた。しかし、申立期間①については支給された給与額より標準報酬月額が低く、調査の上、記録を訂正してほしい。また、申立期間②については厚生年金保険の記録がない。転勤も業務の変更も無く、退職した覚えもない。確認の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録では4万2,000円と記録されているところ、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿により、昭和48年10月の定時決定において、申立人の標準報酬月額は5万2,000円と記録されていることが確認でき、事業主は当該期間につい

て、5万2,000円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額を5万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（社会保険の適用上は昭和49年1月1日に同社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿に記載された昭和48年10月1日付けの定時決定に係る記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られないが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 京都国民年金 事案 2602 (事案 2491 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年7月までの期間、4年4月から5年3月までの期間及び6年4月から7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年7月まで  
② 平成4年4月から5年3月まで  
③ 平成6年4月から7年9月まで

申立期間①、②及び③について、国民年金保険料の納付書が送付されてきたら速やかに納付していた。前回の決定には納得できないので、再申立てを行う。なお、平成6年12月9日に平成6年度の保険料として12万6,000円を納付したことが記載されている金銭出納帳が出てきたのでその写しを提出する。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i) A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①、②及び③はいずれも未納とされ、現年度納付がなされた形跡は見当たらないこと、ii) 申立期間①、②及び③の現年度の納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、延べ5年度にわたる46枚全てについて、保険料の納付記録が漏れるとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③について、平成6年12月9日に平成6年度の国民年金保険料として12万6,000円を納付したことが記載されている金

金銭出納帳が見つかったとして再申立てをしている。

しかしながら、平成6年度に係る12か月分の国民年金保険料に相当する金額は13万3,200円であり、上記の金銭出納帳に記載されている金額と一致しないところ、申立人が納付したとする上記の時点において、納付することが可能である5年度に係る12か月分の金額は12万6,000円と金銭出納帳に記載されている金額と一致しており、当該記録はオンライン記録とも符合していることを踏まえると、金銭出納帳の記載は、5年度に係る保険料を過年度納付した際に記載したものと推認される。

また、申立期間①及び②については、今回の再申立内容は前回の申立内容と同様の主張を繰り返すのみである。

これらのことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 10 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 10 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を区役所で自分で行い、国民年金保険料は、免除申請を継続して行っていたのに、申立期間が免除とされておらず、年金事務所に照会したところ、「免除承認の事実を確認できなかった」と回答があった。当該期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、免除申請を継続して行っていたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年度、申請者として市町村長を経由し、保険料免除申請書を都道府県知事に提出して承認される必要があるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間の直前及び直後の期間は申請免除を示す「メ」の記録が確認できるものの、申立期間については保険料が免除の記録とはなっておらず、このことは、オンライン記録とも一致する。

また、申立期間は 144 か月（12 年間）と長期間であり、申立期間の免除申請の手続が毎年行われているにもかかわらず、行政側が 12 年にもわたって事務処理を継続して誤り続けるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわ



せる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めるとはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和35年3月に勤務先を退職後、自営業を開始した。その後、36年4月頃、A市B区役所から担当者が来て、国民年金に加入し国民年金保険料を納付するよう説明されて加入手続を行い、保険料は集金により婚姻前は自身で、婚姻後は夫婦の分を妻が2か月ごとに現金で納付し、集金人が手帳に領収印を押していた。40年以降、確定申告を委託していた税理士事務所に45年分及び46年分の確定申告書の控えが保管されていたので、提出する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は婚姻前は自身で、婚姻後は夫婦の分を申立人の妻が2か月ごとに集金人に現金で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人が居住していたA市B区において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てについて「D（漢字氏名）」及び「E（カナ氏名）」で検索したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、昭和45年分及び46年分の確定申告書（控え）の写しを提出しているが、当

該確定申告書（控え）の二面の社会保険料控除欄に記載されている社会保険の種類は、45年分は「健康保険」、46年分は「健保・厚生年金」及び「国民健康保険」と記載されていることが確認できることから、申立期間の保険料納付を裏付ける関連資料とみることはできない。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月16日まで  
② 昭和38年7月30日から同年8月1日まで

昭和28年4月1日にA株式会社（申立期間①当時は、B株式会社）に入社し、38年7月末日まで勤務していたが、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社して1か月後の28年5月16日となっている。また、申立期間②については、資格喪失日が38年8月1日のはずなのに、同年7月30日となっている。資格取得日及び資格喪失日がいずれも事実と相違しているので、調査の上、申立期間①及び②について被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、申立期間①について、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は、既に廃業しており、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年4月に申立人と同期入社したと回答している複数の元同僚についても、被保険者資格取得日が申立人と同日の28年5月16日と記載されており、当該元同僚の一人は、「昭和28年4月1日に入社したが、被保険者となった同年5月16日までは試用期間だと思う。」と回答していることから、申立期間①当時、当該事業所においては、入社後1か月程度の試用

期間があり、試用期間経過後に社員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当時の元同僚に照会しても、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

申立期間②について、上記のとおりA株式会社は既に廃業しており、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②に係る資料として昭和38年1月分から同年6月分までの給与明細書を提出しているが、同年7月分の給与明細書を所持していないため、当該期間における保険料控除について確認することはできない。

さらに、上記のA株式会社に係る被保険者名簿では、申立人及び元同僚が申立人と同時に退職したと供述している同社の経理担当者（既に死亡）についても、申立人と同日の昭和38年7月30日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、当時の複数の元同僚に照会したが、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

A株式会社に平成3年3月末日まで勤務したので、資格喪失日は同年4月1日になるはずであるが、厚生年金保険の被保険者記録は同年3月31日になっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間について、A株式会社に引き続き勤務していたことは認められる。

しかし、A株式会社が加入しているB厚生年金基金が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失届では、申立人の資格喪失日は平成3年3月31日と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる資料として「給与3年3月分」と印字された2枚の給与明細書を提出し、そのうち1枚においては平成3年2月分、もう1枚においては同年3月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できると主張しているが、当該2枚の給与明細書について、A株式会社は、「当時のやり方は不明だが、現在は退職日が3月31日の場合、3月10日までを3月分として支給し、3月11日から同月31日までは4月分として4月25日に支給している。」と回答しているほか、申立期間当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた元経理担当者も、「3月31日付け退職の場合、3月分と4月分の給与明細書がそれぞれ支給されていたはずである。」と供述している。

さらに、上記の元経理担当者は、同じ月に係る給与明細書が2枚支給されるのは、一旦給与明細書が支給された後に、給与計算ミスなど特殊な事情によって当該給与明細書を訂正する必要が生じ、訂正後の給与明細書をあらためて支給する場合のほかは通常考えられない旨回答している。

加えて、A株式会社及び上記の元経理担当者に照会しても、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除が申立期間に係るもの（平成3年3月分）であることをうかがわせる回答及び供述を得ることはできず、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 10 日まで  
昭和 47 年 4 月 1 日に A 有限会社（現在は、有限会社 B）に入社してから現在まで継続して勤務しており、申立期間だけ記録が抜けている理由が分からない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における A 有限会社の顧問税理士及び複数の元従業員の回答から、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社 B は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、A 有限会社の閉鎖登記簿により、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できる上、申立人は当時社会保険関係の届出を自ら行っていたと供述していること、及び申立人が給料計算を委託していたとしている当時の顧問税理士は、事業所で計算された給料総支給額から源泉徴収税額を計算し支給額を出してただけで、社会保険料額については、当該事業所から控除すべき保険料額又は標準報酬月額等級を教えてもらっていた旨を供述していることから、申立人は同社代表取締役として、厚生年金保険資格の取得及び喪失手続並びに保険料の控除について職務上関与していなかったとは考え難い。

さらに、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、



申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日に、健康保険の整理番号 C 番で被保険者資格を取得し、54 年 9 月 1 日に同資格を喪失後、55 年 8 月 10 日に、再度、健康保険の整理番号 D 番で、同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人は、健康保険の整理番号 C 番の備考欄に「54/10㊟」と記載されており、昭和 54 年 10 月に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、「特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、申立人は、当該期間においても引き続き A 有限会社の代表取締役であり、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。